

美瑛町定住住宅取得助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町への移住及び定住を促進するため、美瑛町内に新たに住宅を取得した者に対し美瑛町と連携を図りながら費用の一部を「丘のまちびえい活性化協会」(以下「活性化協会」という。)が助成し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅とは、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ面積 60 m²以上のものをいう。
- (2) 新築とは、住宅が建っていない土地、若しくは建築物を除却した後に更地となった状態の土地に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係法令において適法な住宅を建てる(建売住宅の購入を含む。)ことをいい、かつ建築後人の居住の用に供したことの無い状態をいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。
- (3) 世帯とは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 条)第 6 条第 1 項の規定による住民基本台帳に記載されている世帯をいう。
- (4) 転入者とは、転入の日から住宅に入居した日までの期間が 3 年未満の者かつ転入の前日において本町の住民基本台帳に登録されたことの無い者をいう。
- (5) 子育て世帯とは、当該住宅に入居した日(住所を移した日)において出生から高等学校 3 年生までの子どもを扶養している世帯をいう。
- (6) 町内業者とは、美瑛町内に本店を有する建設業者をいう。
- (7) 地域材とは、美瑛町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工された木材をいう。

(対象者)

第3条 この要綱において、美瑛町定住住宅取得助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 自らの居住の用に供するために町内において新たに住宅を取得(住宅を新築すること又は購入することをいう。以下同じ。)した者(住宅が共有名義の場合はその代表者。)ただし、本町の住民基本台帳に登録されている者が世帯分離によって住宅を取得した場合は、借家に居住している期間が 3 年以上の者に限る。
- (2) 取得した住宅において本町の住民基本台帳に登録されている者

- (3) 対象者及び居住する全ての者に町税等の滞納がない者
 - (4) 助成金の交付を受けた日以後3年以上当該住宅に居住が見込まれる者
 - (5) 助成金の交付を既に受けていない者
 - (6) 本町において過去に住宅を所有したことの無い者
 - (7) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年11月15日条例第19号）第2条第1項に規定する暴力団関係者ではない者
- （対象住宅）

第4条 助成金の交付対象となる住宅は、次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 住宅の購入費用（その土地の購入費用を含む。以下同じ。）が100万円以上であるもの。
- (2) 住宅を三親等内の親族以外の者から購入したもの。
- (3) 町内における住宅の建て替えでないもの。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、住宅の取得に要した費用（建物の登記が共有名義のときは、他の共有者の持分に係る部分の購入費用を含む。）に100分の10を乗じて得た額（1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を新築の場合にあっては50万円、中古住宅購入の場合にあっては30万円とし、この額に次の各号の条件に該当する額を加算した額とする。

- (1) 転入者加算 20万円
- (2) 子育て世帯加算 10万円
- (3) 町内業者加算 50万円（新築に限る。）

（審査委員会）

第6条 助成金の交付決定等の審査を行うため「美瑛町定住住宅取得助成事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の者により構成する。

- (1) 活性化協会業務執行理事
- (2) 美瑛町経済文化振興課長
- (3) 美瑛町建設水道課長
- (4) 美瑛町住民生活課長

3 審査委員会の事務局は、活性化協会が行う。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得した日（住宅を新築した者にあっては登記日、住宅（中古住宅を含む）を購入した者にあっては当該住宅の売買契約を行った日をいう。）から1年以内に美瑛町定住住宅取得助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲

げる書類を添えて代表理事に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し
- (3) 住宅に係る建物の登記事項証明書の写し
- (4) 契約書その他の住宅の新築又は購入に要した費用が分かる書類の写し
- (5) 世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類
(地域材使用加算)

第 8 条 代表理事は、美瑛町内の林産業の振興を図るため地域材を使用して建築された住宅（新築に限る。）については、第 5 条の規定により算出した金額に地域材使用加算を加算した額を助成することができる。この場合の加算額は、地域材の購入に要した費用に 100 分の 10 を乗じて得た額（補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、上限を 30 万円とする。

2 申請者は、地域材使用加算の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を申請書に添えて代表理事に提出するものとする。

- (1) 地域材使用箇所を明らかにした平面図、立面図、各伏図等
- (2) 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書等）
- (3) 地域材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む。）
- (4) 地域材を使用している箇所が確認できる写真（建築材として使用した場合は、施工中の写真）
- (5) その他、代表理事が必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第 9 条 代表理事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査委員会に諮り、適当と認めた場合は、美瑛町定住住宅取得助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 10 条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、美瑛町定住住宅取得助成金請求書（様式第 3 号）を代表理事に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日までの間において、第 7 条に規定する「住宅を取得した日」とあるのは「平成 29 年 4 月 1 日以降」とする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。